

なくそう！望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。法改正によってほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない方が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。

今後も、健康への影響が大きい、子どもや患者の方に特に配慮し、より一層の健康リスクの低減を実現する社会へ向けた整備が進められます。

学校や医療機関などが原則敷 地内禁煙

(令和元年7月から)

学校、医療機関、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎が、屋外も含み原則敷地内禁煙となっています。ただし、こうした施設の屋外には、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

多数の方が利用する施設は原則 屋内禁煙

(令和2年4月から)

一般の会社や工場、飲食店や遊技場など、多数の方が利用する施設が原則屋内禁煙となります。

施設における事業内容や経営規模への配慮から、類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室(専用室、可能室)、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。

喫煙専用室は、喫煙のみが可能な専用室で、飲食等のサービスの提供をすることはできません。

加熱式たばこ専用喫煙室では喫煙可能となるのが加熱式たば

こに限られますが、飲食等のサービスの提供が可能です。

喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。こうした標識の掲示された施設には、掲示内容に示された喫煙室が設置されていますので、注意してください。

20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

全面施行へ向けたスケジュール

令和2年4月の全面施行までは、施設によっては、喫煙室の設備や標識の掲示などが完備されていない可能性があります。施設へ入る際や、施設内での各部屋への移動の際には、十分に注意してください。

■お問い合わせ

渡島保健所企画総務課
0138-4719012

保育料の無償化が始まります

10月から3歳から5歳までの保育所を利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間です。

通園送迎費や行事費など、園が徴収する実費分はこれまでどおり保護者負担となります。

現在通園(所)中で、通常の教育・保育時間のみ利用の場合は、特に手続きの必要はありません。

町外の施設を利用されている場合は、各施設にご確認ください。

■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

グループホーム杉の木・杉の木別館

入居受付中

職員も募集中

- ・入居定員：杉の木18名、杉の木別館9名
すべて個室(約8畳~10畳)で使い慣れたご自分のタンスや鏡台、お仏壇なども持ち込みできます。
- ・入居できる方：認知症があり要介護認定で要支援2または要介護1以上の方。
- ・介護福祉士・看護師・ホームヘルパーが24時間生活のお手伝いをします。
- ・今まで通院していた医療機関に通院できます。(通院できない方は訪問診療を受けられます。)

●所在地 杉の木：本町704 電話2-3335
杉の木別館：本町52-1 電話2-4446